

実行関税率表(2018年)

統計番号 番号	品名 Description	関税率					関税率(経済連携協定)					
		基本	暫定	WTO協定	特惠	特別特惠	シンガポール				豪州	
61.03	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)											
	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ											
6103.41	羊毛製又は織獣毛製のもの											
	010 1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%		10.9%		無税	無税					2.2%
	020 2 その他のもの	14%		10.9%		無税	無税					2.2%
6103.42	綿製のもの											
	010 1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%		10.9%		無税	無税					2.2%
	020 2 その他のもの	14%		10.9%		無税	無税					2.2%
6103.43	合成繊維製のもの											
	010 1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%		10.9%		無税	無税					2.2%
	020 2 その他のもの	14%		10.9%		無税	無税					2.2%
6103.49	その他の紡織用繊維製のもの					無税						
	010 1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%		8.4%			無税					1.7%
	020 2 その他のもの	14%		8.4%			無税					1.7%